

公益財団法人久留米市スポーツ協会表彰規程

第 1 条 この規程は、公益財団法人久留米市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第 4 条第 3 号の規定に基づき、協会の発展及び体育スポーツの普及振興に功績顕著な団体及び個人に対し行なう表彰について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 前条に規定する表彰は、次のいずれかに該当するものについて協会が行なう。

(1) 体育功労者

ア 協会の加盟団体役員として、体育スポーツの発展に特に功績のあった者

イ 職域又は地域の団体において、多年にわたり体育スポーツの普及振興に努力し、その功績が顕著な者

(2) 優良団体

ア 職域又は地域の団体において、多年にわたり組織的に体育スポーツ活動を行い、その功績が顕著な団体

(3) 前 2 号のほか、特に理事長が必要と認めたもの

第 3 条 前条に定める表彰の候補者は、協会及び加盟団体が推薦するものとする。

2 加盟団体の長が前項の推薦をする場合は、別に定める日までに推薦書に功績調書を添えて理事長あて推薦するものとする。

第 4 条 被表彰者は、第 3 条の規定により推薦された者について協会の総務委員会表彰部会で審議選考し、理事長が決定する。

第 5 条 表彰は、毎年 1 回、表彰状及び記念品の贈呈をもって行なう。

第 6 条 協会に多額の金品を寄附した者に対しては感謝状を贈呈する。

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日一部改正）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 31 日一部改正）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人久留米市スポーツ協会表彰規程内規

公益財団法人久留米市スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）に基づき、選考基準を次の通り定める。

1 規程第2条第1号（体育功労者）について

ア ①加盟団体において、役員等を5年以上務め、表彰年度の12月31日現在の年齢が50歳以上の者

②指導者として20年以上在職し、当該加盟団体の発展に寄与した者

イ 職域又は地域の団体において、全国大会等に出場した選手（個人及び団体）を育成した者かつ20年以上指導歴を有する者

2 規程第2条第2号（優良団体）について

職域又は地域において、10年以上の活動実績を有し、広くスポーツの普及振興に貢献した団体。但し、同一団体からの推薦は、同一年度内は1団体を限度とする。

3 規程第6条（感謝状）について

多額の金品とは、50万円以上のものという。

（平成5年10月1日施行）

（平成9年6月1日一部改正）

（平成26年1月23日一部改正）

（この内規は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する）

（平成28年5月10日一部改正 平成28年6月1日から施行する）

（令和元年6月3日一部改正）

（令和6年4月1日一部改正）

(別記様式) 第3条関係

推 薦 書

団 体 名 _____

ふりがな
氏 名 _____

上記の者は、公益財団法人久留米市スポーツ協会表彰規程第 条第 号に該当する
ものと認められるので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

推薦団体名

推薦団体長

印

公益財団法人久留米市スポーツ協会

理事長 様

体 育 功 労 者 表 彰

功 績 調 書			
ふりがな 氏 名			
生年月日	西暦	年	月 日生
現住所			
職 業		電話番号	
経 歴	期 間	経歴の内容	
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
功績の概要			
その他の参考事項			

優良団体表彰(職域・地域)

功 績 調 書			
団体名		設 立	年 月 日
所在地			
代表者及び 役員指導者			
種 目	構成員	男 女 合計	名 名 名
推薦理由			
活動実績			
その他の参考事項			